

**鳥取県告示第 965 号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成19年11月20日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 11 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
倉吉赤碕 中山線	東伯郡琴浦町大字大父字西平田ヶ平ル756-1地先から 同町大字山川字ヲイコ谷841-4地先まで	変更前	5.0~58.0	614.0
		変更後	8.5~93.0	620.0